

森林環境税の課税が始まります

国税である森林環境税は、令和6年度から市・県民税と併せて、1人年額1,000円が個人に課税されます(森林環境税のみ課税される場合あり)。この税収は、全額が森林環境譲与税として国から県・市町村へ譲与され、森林整備や木材利用促進などに活用されます。

森林環境税が非課税となる基準(合計所得金額)は、下記のとおりです。なお、令和6年度市・県民税および森林環境税は、令和5年中の所得に基づいて課税されます。



総務省
ホームページ

非課税基準	森林環境税(国税)	市・県民税
扶養親族を有しないとき	41万5千円以下 (給与収入で96万5千円以下)	42万円以下 (給与収入で97万円以下)
扶養親族を有するとき	31万5千円×人数(本人+同一生計配偶者+扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む))+28万9千円以下	32万円×人数(本人+同一生計配偶者+扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む))+28万9千円以下

※両税とも、障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で合計所得金額が135万円以下であったかた、生活保護法による生活扶助を受けているかたは非課税

東日本大震災の教訓を踏まえた緊急防災・減災事業を推進するため、平成26年度から市・県民税均等割に1,000円が加算されていましたが、令和5年度で終了します。

問い合わせ先/市役所税務課市民税係 ☎76-8117

くらしのアドバイス

今回のテーマ

生命保険は引き受け症例が変わることがあります。

事例① 10年以上前に契約したがん保険。その時はどんながんでも保険金が下りると説明だったと思う。しかし、今回申請したら、医学の発達で自分の場合は該当しないとされた。長い期間支払いをしていたのに納得できない。

事例② 若い頃入った養老保険。満期になったらこのくらいの金額と示されたが、実際にはちっとも増えていない。約款や契約書に書いてある、確定ではないなどと言われた。外交員はとても親切で良い人だったので信用してしまった。腹が立って解約しようと思う。

- 長期にわたる保険は、世情が変わると条件も変わることがあります。時々、見直しておくことも大切です。
- 商品ではなく人を信用してしまい、よく確かめず契約に至ることは、生命保険だけでなく、よくあることです。生命保険は、約款が全てです。よく読む、説明を聞く、分からないまま契約しないことが大切です。

● 就職してすぐの新入社員は「いくらなら払える? 任せて」などと、勧誘されることもあるようです。自分に合った保険を確認し、いらない特約まで付けてしまわないよう注意が必要です。

- 慌てて解約はせず、消費生活センターへご相談ください。確認のお手伝いやアドバイス、保険の中立の相談窓口にも相談できます。

困ったときは一人で悩まず、早めに市の消費生活相談や県の消費生活総合センター(☎052-962-0999)、消費者ホットライン¹⁸⁸に相談してください。

ポイント

時々、契約している生命保険の見直しをしましょう。

市の消費生活相談
(☎53-2111)

とき 月・水・金曜日 午前9時～正午 火・木曜日 午後1時～4時

ところ 市役所 消費生活センター

※相談には時間を要しますので、お早めにお越しください

